

台東区 CO₂ 排出量算定クラウドサービス利用助成 申請の手引き

助成制度の概要

助成対象者	台東区内に事業所等を有する中小規模事業者であり、当該事業所等に令和7年4月1日以降に対象サービスを導入する方
助成対象サービス	<ul style="list-style-type: none">●二酸化炭素排出量の算定を支援し、事業者の環境経営に資するもの●二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案などのサポートがあるもの <p>【対象サービス(例)】 e-dash、ファストカーボン、アスエネ、Zeroboard ※こちらに記載したサービスはあくまで1例です。ご自身でサービス内容を確認し、複数社より見積書を取ったうえで契約することをお勧めします</p>
助成対象期間	サービス導入後、3か月以上1年まで(交付決定後3か月以内にサービスを導入)
助成対象経費	初期費用と助成対象期間内の利用料金を合算した額
助成金額	助成対象経費(税抜)×50% 上限15万円

※予算がなくなり次第、受付を終了します

申請手続きの流れ

導入前に申請

※3週間程度

区による交付
決定通知送付

※3か月以内

サービス
導入・利用

完了報告書
提出

※助成対象期間
終了後、3か月以内

区による交付
確定通知送付

※3週間程度

区より助成金
振込

※1か月程度



提出先・問い合わせ先

台東区環境課 普及啓発担当(6階3番窓口)

TEL:03-5246-1281(直通)

Eメール:

kankyo.i6i@city.taito.tokyo.jp



区ホームページ

助成対象要件

- 導入前に申請し、交付決定後3か月以内にサービスを導入すること
- 対象サービスを3か月以上継続して利用すること
- 助成対象期間終了後、3か月以内に完了報告書を提出すること
- 台東区内の事業所等に対象サービスを導入すること
※本社・本店の所在地は問いません
- 法人事業税または個人事業税を滞納していないこと
- 導入する事業所の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満であること
- 過去にこの助成金の交付を受けたことがないこと

* 申請書類、完了報告書類ともに窓口、郵送どちらでも提出可能です

* 必要に応じて、下記に記載した書類以外にも提出をお願いする場合があります。

申請書類提出方法

- サービス導入前に申請書を提出し、交付決定後3か月以内のサービスを導入してください。

申請時提出書類		区 HP よりダウンロード可
1	台東区二酸化炭素排出量算定クラウドサービス利用助成金交付申請書	○
2	我が社の CO ₂ ダイエット宣言 ※区ホームページからも登録できます	○
3	前年度分の法人事業税又は個人事業税の納税証明書	
4	導入サービスの利用に要する初期費用と助成対象期間内の利用料を合算した金額がわかるもの(見積書・契約書等)	
5	導入サービスの内容がわかるもの(パンフレット等)	
6	本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ※個人で申請する場合のみ	

※修正液・修正テープ、消えるボールペンは使用不可

※訂正は二重線で消した上部に書き直してください(個人で申請の場合は申請書に押印したものを訂正印として押印してください)

完了書類提出方法

- 助成対象期間(3か月以上1年以内)終了後、3か月以内に完了報告書類を提出してください

完了報告時提出書類	
1	台東区二酸化炭素排出量算定クラウドサービス利用助成金完了報告書
2	対象経費の支払いを証する書類（領収書等の写し）
3	二酸化炭素排出量の算定結果及び二酸化炭素排出量の削減に向けた分析・取組提案内容を確認できる資料

注意事項

- ✓ 高額な契約を避けるため、複数業者から見積を取ることをおすすめします。
- ✓ 販売業者等が手続きを代行することは可能ですが、適切に手続きを遂行していないと認めるときは、手続きの停止を求める場合があります。
- ✓ 書類に不備がないかどうか十分確認の上、ご提出ください。内容によっては交付決定が遅れたり、申請受付ができない場合があります。
- ✓ 事業税の納税証明書は、発行後3か月以内のものとし、写しの提出も可とします
- ✓ 1事業者あたり1回のみ申請可能です
- ✓ 申請受付状況等により、交付決定が遅れる場合があります
- ✓ 申請後に申請内容の変更が生じた場合は、計画変更の届出が必要となる場合があります。変更が決まった時点で必ずご連絡ください。
- ✓ 台東区以外の助成制度との併用は可能ですが、下記①②の金額が低いほうが助成金額となります
 - ① 【助成対象経費】－【台東区以外からの助成金】
 - ② 【助成対象経費】×50%